

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 18 日

今治市監査委員 川 口 義 輝
同 藤 原 秀 博

対 象 団 体	主 管 課 等	監査結果報告書の日付
はかた夏まつり振興会	産業部 観光課	平成 29 年 9 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 今治市市民協働型イベント事業費補助金交付要綱において、補助金の額は、事業費から自己調達資金を差し引いた金額となっているが、自己調達資金として取り扱うべき寄付金の一部及び預金利子が、収支報告書の確定精算額に含まれていなかった。また、繰越金があるにもかかわらず、本要綱の施行以後、自己調達資金に繰越金等自己財源を計上していないため、補助金が過払いとなり、繰越金が増加している。今後は、収支予算書に繰越金等自己財源を計上するなどし、収支報告書を正確に作成することで、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>2 事業実施から実績報告（中間精算）までに 2 か月以上要しているもので、事業実施後は、できる限り速やかに実績報告を提出し、補助金額の確定及び支払いを受けるように、振興会を指導されたい。</p> <p>3 今治市の財政的援助団体等の会計取扱要領 5 会計帳簿等において、物品（備品）台帳を備えることとなっているが、未整備となっていたので、台帳の整備を行われたい。</p>		

(措置の内容)

- 1 預金利子が収支報告書の確定精算額に含まれていなかったことについては、提出前の確認を徹底するよう振興会を指導し、予算所管課として確認事務の見直しを図った。
寄付金及び繰越金については考え方を整理し、適正に事務処理するよう指導、確認してまいりたい。
- 2 事業実施後は速やかに実施報告書を提出し、補助金額の確定及び支払いを受けるよう振興会を指導した。
- 3 備品台帳を備え、適切に整備するよう振興会を指導した。